



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 政治的代表的論理（一）   |
| Author(s)        | 小川, 晃一; OGAWA, Koichi   |
| Citation         | 北大法学論集, 38(5-6上), 143-170   |
| Issue Date       | 1988-07-20  |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/16596">https://hdl.handle.net/2115/16596</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 38(5-6)1_p143-170.pdf   |



## 政治的代表の論理 (一)

小川 晃 一

政治的代表には少なくとも二つの不可欠な条件があり、この条件が欠ける代表には意味がない。この二つは政治的代表の公理であるということができる。この公理をみたすものが現実に存在しないならば、政治的代表は現実に存在しえないといつてよい。それは、一つには、代表される者及び代表者の《独立人格性》ともいふべきものであり、二つには、この《独立人格》間の一定の連関（橋渡し）可能性（帰属可能性）である。

## 一 政治的代表的問題点。二元性と帰属性。

政治的代表的は（英語での）representationである限り、ある対象を正しく表出したり表現したりするのでなければなる

まい。これが英語の representation のもともとの意味である。政治的代表はこうしたもともとの意味を含むはずである。代表されるものは正しく表出され表現されねばなるまい。ところで、代表されるものは——財産や利益が代表されるということはあれ——最後には人間であらうし、したがって代表されるものは、人間としての条件が満たされているのでなければならぬ。つまり、政治的に代表されるものは、代表されているときにも——ホップスにおけるのとは違い——<sup>1)</sup> 独立人格性と尊厳性を失うものではあるまい。政治的代表とはこうした存在をも代表しうるものでなければなるまい。少なくとも、こうした政治的代表が現に存在しうるかどうかは、十分に問題にされねばなるまい。が、政治的代表にはさらに代表する側についての条件が加わる。即ち、政治的代表が政治的リーダーシップを包摂しうるということであり、したがって政治的リーダーが同時に代表者になりうるか、または、政治的代表者が政治的代表者でありながら、政治的リーダーとなりうるかどうか、ということが問題にされねばならない。まず、代表者についての条件から始めよう。

現実政治において、政治的リーダーは彼に服する側からの何らかの支持や同意に依存せねばならず、この点専制君主や独裁者と区別されるが、また、広範な裁量の幅をもち、自主的判断に従って行動できるものである。さもなければ政治的リーダーとして有効な対応ができまい。上層に位置するリーダーほどこの要請は強まろう。対応すべき事態が規模が大きいかつ複雑となればなるほど、事態への対応は一層並の人間の能力をこえることになるからである。高度の政治での権力行使は国民には多かれ少なかれアンタッチャブルなものである。そもそも不測の事態への対処は政治においては宿命的なものである。政治の世界は《一寸先は闇》といわれる。政治的リーダーは独自の判断で行動できる広い裁量の幅をもつのでなければ無意味なのであり、予測し難い現実の中で、自ら最善と判断する方向に向って行動し成果をあげるという意味では彼は《創造》的に行動するといつてもよい。リーダーがこうした権威を与えられて行動できるのでなければ、言葉の十分な意味で彼は政治的リーダーであるとはいえない。では、このように——創造的にさえ——行

動する政治的リーダーが同時に政治的**代表者**である、ということとは可能であろうか。それが可能であるためには、政治的**代表者**は——代表される者から十分に**独立的**であり——**独自の判断**で自らよしとする方向に行動できるのでなければならぬ。代表者は**独自の判断**で創造的にさへ行動できるのでなければならず、それがなければ、代表者は**現実政治**で有効に対処することができず、すぐれた政治的リーダーシップを発揮できないことになる。彼は、ルソーのいう「代理人」でしかなく、《代表》という言葉も**現実政治**では意味のない空虚な名目にすぎなくなってしまう。独自の判断による行動の許されていない代表者なる者には有効な対処はありえない。それはこうである。

①人々はリーダー、代表者にさへ**具体的に要求**を提出したり意見を表明したりするとは限らない。概括的な**欲求**や意見はもつかもされないが、それらが**行動に必要**なだけ十分につめられた形にまで調えられることはまずあるまい。マジソンはこういう。

もし民衆の意見がわれわれを導くものとなるとすれば、われわれがどのようなコースをとらねばならないか、これをいうことはできない。憲法制定議会のメンバーは誰も、彼を選んだ人々の意見が現在どのようなものであるかもわからないし、彼らがここにいるメンバーがもっているような情報と知識をもてばどう考えるようになるかは一層わからないし、ましてや半年とか一年後どう考えるようになるかはさらにわからないであろう。

②人々の**欲求**や意見は多様でまとまりがなく、一定の行動がとれるようにするためには、それらは**集約**されねばならないが、大衆は自らそう集約することはまずできない。ホッブスのいうように、**群衆**の中に統一をもたらしうるのは、群衆自らでなくて彼らの代表者の**一体性**である。<sup>(3)</sup>

③リーダーが**対外的**に行動する場合、彼は**外部**の状況によつて左右されざるをえない。例えば、**対外的**に交渉する場合、**相手**と議論し、交渉し、妥協してゆかねばならず、**相手**の**出方**により**対応**が違ってくる。したがって、もしリーダー

が人々の欲求や意見に従わねばならないとすれば、最適の対応ができなくなってしまう。人々からの指示が適当でない場合があるうし、指示がばらばらであったり、また指示がない場合さえあろう。こうしたときに代表者が指示通りに動かなければならないのであれば、代表者は外部との交渉で動きがとれない。

こうして、政治的代表は、リーダーとして有効な対応をなさそうとするなら、十分に広い自主的判断の幅を与えられねばならず、それがなければ適切な対応ができず、政治的リーダーとしての要請に答ええないことになる。代表は「代理」に等しくなり、代表も現実政治で何の役にも立たない空虚な言葉となってしまう。

現実政治の中で要請される代表者は、単なる代理人と違い、独自の判断をもって行動し、創造的でさえある独自の人格であらねばならないが、他方、代表される側の者も、尊厳性をもった独立の人格として、一人前の人間とされねばならない。これも政治的代表の根本前提であり、公理である。こうした見方は、代表の觀念の歴史において最初からあつたわけではない。一八世紀において支配的であつたのは、まだ財産とりわけ土地の代表という觀念であつて、代表されるのは〈人〉ではなかつた。投票権や議席は土地に付着するとされたのであり、土地の保有者の移転とともに移転した。〈財産の代表〉から〈人の代表〉へと移つたのは概して一九世紀になつてからである。人はすべて一単位と数えられ、誰もそれ以上でもそれ以下でもない、というベンタムの原理はその重要なイデオロギーであつた。人々はすべて一人前の人間であり、したがつて、人々は単なる統治の受益者ではなく、一定の利害関心をもち、自らの判断に基づいて利益追求をなす存在であり、かつ十分に合理的にそれができる、少なくともそれができるようになることとされる。とすれば、代表において彼らは十分に発言権を与えられねばならず、代表者を自ら選び、加えて、——ホッブスの場合と違い——代表者が適切に行動したかどうかを判定し批判できるのでなければならず、したがつてまた、一定の期間の後だが、代表者を解任し、別の代表者を選ぶことができねばならない。一人前の人格をもつものにはすべてこうした権利が与えら

れねばならないというのである。<sup>(5)</sup>

代表されるものは、こうして財産ではなく尊厳性をもつ一人前の人間である。ということとは、代表が後見や信託とは異なるということの意味している。後見においては、後見をうける者は、保護をうける人間であり、一人前の人間ではない。信託において、信託する者も受益者も、約束された利益が受益者にもたらされているならば、受託者に対して、指示を与えることはおろか、批判もなしえない(受託者はそれを無視することができる)。信託においては、そもそも、受託者は信託者、受益者何れの名においても行動する必要はなく、受託者の行動が自分自身のための行動か、信託による行動かの区別はない。したがって利益は受益者に帰せられても、受託者の行動が受益者や信託者に帰せられることはない。他方代表においては、代表者は代表される者の名において行動するのであり、単に利益のみならず、代表者の行動も代表される者に帰せられよう。こうして、後見や信託において、被後見人や受益者は、単に受益者であつて、一人前の人間ではなく、代表される者とは本質的に性格を異にする。C・シュミットがいうように、「死せるもの、価値の低いものや無価値のもの、下等なもの」は代表されえない。奴隷は代表されず、代表される者はそれなりの尊厳性をもたねばならない。後見や信託は、ある者が他人に代つて行動する形態の関係であるが、代表とは峻別されねばならない。このことは以前論じた。

代表者が財産の代表ではなく、人の代表となれば、人間は《生きた人間》であるから、代表はやがて人々のより内面的な次元にまで入ってゆかねばならないことになる。実際、代表においても、人々の内面、その欲求、期待、意向、価値感といったものは、ますます重視されるようになったと思われる。こうしたことからすると、功利主義者の人間の見方は余りにも単純で画一的にすぎた。既に息子のミルが批判しているように、彼らの人間観幸福観は余りにも物質的機械的にすぎ、個性の豊かさに欠けるのであつた。人間は多様で、かつ流動的な欲求をもち、その在り方を容易に同一

化できない存在である。人々の内面をも把え、これを適切に表現・表出するということは容易なことではあるまいが、政治的代表は——それだけに、価値の画一的な表現形態といえる《利益》の觀念は、その表現・表出の《媒介体》として利用さるべき重要なカテゴリーであるが——こうした次元にまでかかわってゆかねばならないようになった。代表される者は、複雑で多様なニーズ、欲求、希望、期待、意図をもち、またそれなりの意見や信条を抱く、しかもそうしたものは固定的ではなく、しばしば流動化し変化する。そればかりか、やつかいなことに、時に活発に表明されたかと思うと、また潜在するにすぎなくなってしまう。政治的代表にたずさわる者は、代表される者が尊厳性をもった一人前の独立人格であるという基本的な枠組のもと、生きた人間という複雑でデリケートな生きものであり、その薄明の内部の全体ではないとしても、少なくともその一側面をも把え、表現する、という微妙できわどい課題にも踏み込んでゆかねばならない。こうした人間を十分に把握し表現できなければ、代表は現代政治においてごく限られた機能しか果しえないことになる。

代表者は、一方で、独自の判断をもって自主的に行動できなければならない、が他方、代表される側も独立した一人前の人格であり、そう扱われなければならない。しかも代表者は、代表される側の人々の多様で流動的な内面にまで着目してゆかねばならない。こうして、代表者と代表される側の人々は何れも、独立の人格をもち独立の立場に立っており、双方はそうしたものとして相互に隔てられている。これを代表における二元性、あるいは二元性の要請ということができる。代表はこの二元性がなければ、意味のない言葉となり、単なるレトリックとなってしまう。この二元性は政治的代表がその意味の中に含めなければならぬ基本的前提であり、その公理である。この二元性をもたないもの、例えば、代表者に独自の判断領域を認めない代理、反対に、代表される者が独立人格性とそれにふさわしい尊厳を欠く後見や信託、あるいはホップスの代表は、言葉の真の意味での代表というわけにはゆかない。代表についてよく、代表者

は自ら最善と考えることをなすべきであろうか、それとも有権者が欲することをなすべきであろうか、という問題が提出される。この問いは、代表者の独立人格性か、代表される者の独立人格性かを問題にしており、一方を独立人格とみれば、他方は独立人格とはいえないことを想定する問の形式をなし、代表が二つの独立人格間の関係としては想定されていないといつてよからう。

こうして代表者と代表される者とが相互に隔たりをもち、二元的なものであるということは、代表における公理であるが、代表が代表の関係である限り、離れたままでいることはできない。代表は代表の関係として、代表する者と代表される者との一定の結合関係であり、一定の社会・政治関係として互に結び合されていなければならない。代表は人々を関係づけ結び合せる一つの形態といつてもよい。人々が同一の団体のメンバーとして結合するように。ただ、代表においては、団体中のメンバー間の関係とは違い、明確に規定された一定の目標により結合し、緊密に組織化された関係ではなく、明確に規定された目的も、緊密な組織化もなく、そうした団体的結合によつて媒介されることも支えられることもない。代表される者は——しばしば流動的な——独自の欲求や意見をもち、また代表者は代表される者の《意》を体しはするが、独自の判断をもつて行動する。まさに代表における関係は、独立的で互に距離をもつた人間間の関係である。代表の出発点は、代表者と代表される者との独立的人格の二元性にあり、代表が目ざすのは、緊密な集団の媒介なしに、この二元的人格間の橋渡しをすることにある。こうすると、代表が成立するためには二つの基本条件がみたされねばならない。それは、代表者と代表される者との一定の独立人格性、及び、その間の一定の橋渡しである。代表とは独立人格間の橋渡しの一つの形態であるといつてもよい。二つの独立人格間の橋渡しは代表が意味のあるものとなるための基本的な要請(公理)であり、代表の基本構造であるといひうる。代表の問題点は、代表によつていかにして、この独立人格間に橋渡しをなしうるか、ということにならう。本稿は、代表における代表者と代表される者の独立人格

性という公理の下でその間の橋渡しの論理を追求することにあるといつてもよい。もしそうした論理が見出しうるなら、政治的の代表は現実政治の場に適合し、その要請を満たしうることになるし、そこで現に機能しているものに代表の論理を提供しうることになる。したがってそれは現実政治で機能しえない擬制でもレトリックにすぎないものでもないといふことにならう。

政治的の代表の關係は、まずもつて、独立した人格間の關係である。代表される者は一人前の人間として尊嚴性をもつ人格である。奴隸は——シユミットの<sup>(8)</sup>の<sup>(8)</sup>——代表されえない。他方また、代表者は代表される者の指示通りに動く代理人ではない。代表者は自主的な判断領域をもち、創造的にさえ行動する。こうした独立の人格間にいつたい橋渡しができるのであろうか。この点は政治的の代表の理論における最も弱い環であり、しかもその決め手となる。ルソーにとつてこの橋渡しは不可能である。「意志は同一物か、でなければ別のものかであつて、中間はありえない」のであつた。<sup>(9)</sup> 自主的判断をもつて代表者がなした行為は——代表される者の名においてなした行為とはいへ——どのような根拠によつて、代表される者の行為とされ、その結果ともども代表される者に帰属せしめられるのか、といふことである。代表 representation はまずもつて描写や表現を意味し、描写や表現はあるものの描写や表現として、そのあるもの（実物や本人）に帰属される。が、この帰属のためには、対象である実物や本人の正しい把握と適切な表現・描写が要請される。そうした場合においてのみ、表現や描写は対象である実物や本人に帰属せしめられる。しかし、政治的の代表においてはそれだけでは十分ではあるまい。代表者の行為が、一人前の人格をもつ者としての代表される者の行為として代表される者に帰属せしめられるためには、代表される者の一定の承認と同意がなくてはなるまい。それなしに彼らに帰属せしめられるとすれば、彼らは一人前の人間として扱われていないことになる。この承認と同意をホップスはオーソライゼーション<sup>(10)</sup>というカテゴリーをもつて表現した。が、それでも十分ではあるまい。オーソライゼーションは指示

ではありえず、代表者に創造的な行動を認めるものでありながら、——ホップスの場合と違い——代表される者が一人前の人間として扱われ続けるということがなければならぬのであり、その前提がくずされずに、代表者の行為が彼らに帰属せしめられるのでなければならぬからである。こうして代表(関係)の可能性は、一定の帰属関係の可能性いかにかかってくる。この帰属性の問題が重要となってくるのは、まずもって代表者と代表される者とが何れも独立人格であり、両者に隔たりがあり、したがって両者の橋渡しがなされなければならないからである。この隔たりがなければわざわざ帰属性というカテゴリをとりあげる必要もない。こうした隔たりがあるがゆえに、その間の橋渡しが不可避となり、橋渡しの鍵カテゴリとして帰属可能性の問題が現われてくるのである。ルソーにとつて、こうした橋渡しは不可能(意志は同一物か、でなければ別ものかであり、その中間はありえない)であるし、彼の理想国家ではその必要もない(国民は直接主権的行為に立法に加わる)。それゆえに代表はありえないし、必要でもない。

わが国において帰属性を「代表の論理の核心」にすえた研究者は尾形典男氏である。

・何がゆえに、普通平等選挙にもせよ国民によつて選ばれた被選出者、すなわち国民全体の中の少数者が形成する国家意志が人民の意志たりえ、また人民によつて構成された国家意志たりうるやの問題である。議員は何ゆえに人民の代表者であり、その構成する国家意志は人民の意志たりうるか。この問題の解明こそ代表の論理の核心を明らかにすることである。<sup>11)</sup>

ウェーバーは帰属性を代表観念の中心に据えた人の一人である。彼は「あるグループのあるメンバーの行為が他のメンバーに帰属せしめられる事態」<sup>12)</sup>があるとき、それを代表というとしている。あるいは、「そうした行為を他のメンバーが自分たちにとり(妥当)なものであり、自分たちを拘束するものとみていると想定されるとき、あるいは事実そう想定しているとき」、代表関係があるという。<sup>13)</sup>後にはこういう。各メンバーの行為が他のものすべてに帰属せしめられる、あるいは特定のメンバーの行為が他の者に帰属せしめられる、「その結果、利益が他の者に帰し、結果が彼らに及んでく

るとき、代表という社会関係があるとされる。こうしてウェーバーも、帰属性を代表関係の本質とみているといつてよい。つまり、代表者の行為、あるいはまたその行為の結果（利益）が代表される者に及び、彼らに帰属するとき、代表関係があるというのである。ただ問題は、帰属性の根拠が同一集団への所属にあるとされているように思われることである。即ち、他のメンバーへの代表者の行為や利益の帰属が集団の同一性によつて保障されるとされているように思われ、したがつて、代表者の行動も集団内で割り当てられた役割内での行動とみられかねず、代表者の独立人格性も、あるいはまた代表される者の独立人格性も十分に認められないことになつてしまふ（代表者は《代理》に近くなつてしまふ）。

ケルゼンの場合にはこの論理は一層明示的である。彼も帰属性を重視するが、それは法秩序としての集団＝国家への行為の帰属である。ここでは、帰属性は、《代表者》や議会の活動の、国民への帰属ではない。前者の活動（立法行為）と後者の活動（議員選挙）「人事」とは質が全く異なり、帰属のしようがない。したがつてケルゼンにとつては眞の代表関係というものは存在せず、それは「擬制」にすぎない。代表者と国民との関係は、それぞれが国（法秩序）の機関としてなす行為のゆえであり、それぞれが国法秩序の機関として機能するがゆえに、国法秩序を通じて《間接に》関係するにすぎない。そもそも国のすべての機関や機関の行為はそのようにして関係するようになる。こうすると、《代表者》・議会・国民の関係は、それらが統一的な法秩序の中におかれ、それぞれの活動が国に帰属せしめられることによるのであり、国法秩序の統一性がそれらを結びつけることになる。確かにケルゼンも代表という言葉を用いてはいる。が、それは、通常の意味においてではなく、機関が国を《代表》するという意味においてであり、《代表者》の行為は機関の行為として国家に帰属せしめられる。「機関の本質は、それが国家を《代表》し、しかも狭義の意味で《代表態》といわれるのと全く同様に、国家を代表することである。つまり機関の意志は、《代表》される国家の意志と《みなされる》」

だけである。ケルゼンの代表は《眞の》代表ではない。言葉の眞の意味の代表とは、代表者も代表される者も独立人格性をもちながら、双方が一定の関係をもち、前者の行為が後者の行為として——したがって利益ともども——後者に帰属されるということである。双方の関係は、厳密な集団の組織や規律で結ばれているのではなく、《灰色》の関係で結ばれているといつてもよい。代表の關係は、独立的な両極の間の灰色の關係であり、それだけにむずかしく、微妙なものとなる。

## 二 表現としての代表

英語で represent という言葉は、絵などでものを描くとか、ものを表現するとか、劇などである役を演ずるとか、あるものを象徴的に表現するとか、というように、もともと、描写や叙述によつてあるものを表現し、浮立たせるといふことを意味している。『オックスフォード辞典』によれば、初めの方の項は、to bring clearly and distinctly before the mind, esp. (to another) by description or (to oneself) by an act by description or (to oneself) by an act of imagination, or to exhibit by means of painting, sculpture, etc. ; to portray, depict, delineate ……等である。こゝに於て represent の用法がそのもともとの意味であり、これに対し、「代つて行う」act for, substitute forとか、「代表する」とかの意味は後から加わつたものである。政治的の代表はいうまでもなく後から加わつた用語法に属する。したがつてそれはもともとの意味のものとは区別されねばならないが、また《派生語》としてももとの意味のものとは何らか共通の意味をもち、一定の連続性をもつに違ひない。そこで、政治的の代表の意味を明らかにするために、もともとの意味(描写するとか表現するとか)がどのようなものであるか、まず、これを明らかにしたい。なお今後、政治的の代表が含まれると考え

られる後の用法 (act for, substituti for) はもともとの用法と區別しうるものとみ、これを《實際的代表》ということにし<sup>(17)</sup>、これについてまず若干コメントをしておきたい。

もともとの意味の represent は、表現し、描写し、演ずるというように、人々の行為について用いられるとともに、ある事物についても、例えば、ある絵はある対象を表現するとか、ある地図はある国の産業の状態を表わすとか、ある旗はある国民を象徴するとかというように、用いられる。ピトキン教授によれば、それは本来的には、類似性によって実物を表示し<sup>(18)</sup> (stand for)、実物についての情報を与えるだけであり、表現する活動を含まないとさえされる。このことについては問題があるとはいえ、他方の實際的代表と較べると、相違は明らかである。實際的代表は、本来的に人間の行為についていわれるのであり、事物について用いられるのはせいぜい擬人的な用法としてである。この点での區別は議論の展開における重要な分れ道となろう。にもかかわらず、やはり連続性の側面をみなければならぬ。さもなければ政治的代表的の意味を十分に明らかにすることはできない。これが私の主張の一つである。したがって本稿の構成は——双方の相違をも明らかにしてゆくが——まずもって連続する側面をみ、政治的代表的の觀念に内在する一定の性格 (“descriptive”) を明らかにするという道筋をとる。他方、日本語においては代表は、英語の represent の後の意味である《實際的代表》からの直接の翻訳語と思われるのであり、したがって、英語ではもともとの意味であった《描写する》・《表現する》・《演ずる》等の意味は必ずしも含まず、——そのためでもあろうか、——英語の實際的代表の意味が正確に日本語の代表に反映されておらず、ある《歪み》が存在しているように思われる<sup>(19)</sup>。

英語の represent で、表現するとか描写するとか演ずるとかといった場合、それは、実物ないし本人が直接自ら現場に現われるのではなくて、実物ないし本人がそれ以外のものによって《再現》せしめられる、あるいは《再現》せしめられているということの意味する。本人が直接現場に現われているなら、それは present oneself、あるいは be present で

あるが、representはそうではなく、実物や本人は直接現場に登場せず、代りに他のものが実物や本人をそれに似せて再現し、表現せしめ(てい)るということである。画家はある実物や人物を描写し、絵はある実物や人物を表現している。俳優は演技によりある役の人物を演じ、それを表出する。ホップスの例をとれば、俳優はある人物の仮面をかぶり、仮面の人物に合うよう所作をして、その人物を表出する。こうすると、representには、表現される実物や本人以外に、それを表現するものがあることになる。表現、表出するものとは、表現、表出行動をとる人間(画家や役者)でもあるし、また表現、表出されたもの(絵や演技)でもありうる。そうした動作でもよいし、この動作によって表出、表現されたものであってもよい。何れにせよ、表現せられる実物や本人以外に、それを表現するもの(動作をなすものと動作の所産)とがあり、ある実物や本人が全く別のものによって表現、表出されるのである。したがって本人や実物が直接現場に登場する present oneself or be present とは全く意味が異なる。representに、本人自らが行うのではなくて、本人に《代つて》行うという意味が加わってきたのもこのためであろうし、何よりも本人とは《別の人間》が本人に《代つて》何らか本人の姿を表出、表現するというのが representの意味になってくるのである。

こうすると、表現するとは、対象である実物や本人を、それが現に存在するかのようになり、それに《似せて》《正しく》ある場面(キャンバスや舞台や文章として紙の上)にある形で表現せねばならない。ある対象を表現、表出するといった場合、それが実物や本人の表現であるとする限り、表現は実物や本人に《似る》ようになされねばならない。いわば、対象の《真の》姿が把握され、それが表現されていなければならない。さもなければ、その表現は対象となつてゐるものの表現であるとはいえないであろう。ところで、《似せて》ということは誤解されてはならず、それには独特の意味がある。というのは、およそ表現である限り、それは、実物や本人が存在し動く場面とは別の場面で一定の形をなして存在する別のもの、ある意味では《独立的》なもの(にすること)であるからである。そうしたものが実物や本

人を出し・表現するのであり、そこには単に実物や本人に受動的に面し受動的に受け取るのではない何らかの独自性がある。ある人間が実物や本人を何らかの仕方で見ようとするとき、その人間は、まず、この対象を正しく把握しなければならぬし、それを十分にとらえたうえで、次に、適切な表現法を見出し、この表現法に従ってそれをある形に表わすのである。実物や本人が直接表現する人間にのり移り、その人間がこれに動かされ、自動人形のごとく動き、実物や本人が自動的に表出される、などということはありえない。そもそも表現するものは、対象とは別のもの、別の次元にあるものである。描く人間はもちろんのこと、描かれた絵も実物とは全く別の次元のものである。絵は二次元のキャンパスの上に描かれるが、実物や本人は三次元もしくはそれ以上の世界のものである（二次元の画面に、三次元以上の世界を適切に描こうとする《立体派》の画家の努力の意味はここにあつたであらう）。俳優の演ずる舞台は、現実世界とは違い、限られた空間と背景しかもたないし、叙述における文章の脈絡は現実世界の脈絡とは全く別のものである。表現とは、現実世界とは全く別の場面であるキャンパスや舞台や叙述の世界の中の対象の表出・表現である。したがって、実物や本人は、現実世界の中のそのままの姿で現われるのではなく、表現する者の独特の表現様式で表わされる。表現は対象とは別の世界に属し、それとは独立的なものである。

画家や俳優が実物や本人を表現するのに、独特の仕方、流儀がでてき、それが様々に異なってくるのもこのためであるといえよう。画家や俳優は、描写や演技にあたり、対象を適切に表現すべく工夫をこらし、その結果、描写や演技には、作者や俳優の積極的工夫や独特の様式が現われてくる。このため様々の流儀が現われてくるのである。歌舞技の仕ぐさと能の仕ぐさとは同じ人物を演じてでも全く違ったものとなる。多くはその仕ぐさについての《約束事》を知らないものにはわかりづらい。演技が象徴化されればされるほどそうである。にもかかわらず、役の人物はそれぞれの仕方巧みに表出される。描写や叙述は、単に鏡に映すように対象を直接的に反映するものではない（それでは実物や本人が

直接自ら現われる present oneself に近くなってしまう(う)。子供がよく描く単純な絵で、描かれている対象が何であるかが一見してわかってしまうようなものの場合には、英語で、この絵はあの家を represent している、とはいわないという。この場合には、単純に、「これはあの家の絵である」といつてしまい、対象は《……の》でつなげるだけで(十分で)ある。<sup>(20)</sup> 日本語でも同じであろう。ある絵がある事物を represent しているというときには、その絵がなんの絵かすぐにはわからないような場合である。対象そのものが複雑な場合もあろうし、また描写の仕方に一定の流儀が用いられて、対象との対応がそう単純でない場合もあろう。対象との間に一定の媒介が入り、対応が直接的ではなくなるのである。画家は、《それでも》、その絵が実物を最もよく表出しているのだ、というのである。およそ絵は二次元のキャンバスの上に描かれるものであり、実物は三次元ないしそれ以上の次元の世界の中にあるのであるから、二つは存在する世界の次元を異にし、したがって、実物は画家によつて一定の意味づけを与えられ、構成されねばならない。絵は必然的に《変形》である。これを《創造》であるということもできよう。いかに単純な絵でもそのはずである。演技も同様であろう。舞台は現実の世界とは次元を異にしたものだからである。また叙述における文章の脈絡は現実世界の脈絡と全く異なるから、叙述も同様である。およそ描写や叙述はすべて何がしかは《創造》なのである。が、日常語は、それを直接的で単純なものと、複雑でソフィステイケートされたものとで区別する。represent という言葉が用いられるのは、複雑でソフィステイケートされている後の場合である。こうしたことは政治的<sup>(1)</sup>代表、一般に<sup>(2)</sup>実際の代表にも妥当しよう。それは<sup>(3)</sup>実際の代表を代理と区別するものでもあろう。

われわれは日常、「この絵は……の絵である」とか、「この絵は……を描いたものである」とか、あるいは「この役者は……を演じている」とかという。このような表現は、その絵や役者が——全く別のものである——ある実物や人物を表出しており、したがって、それらが実物や本人と別のものでありながら、それらが実物や本人の絵であり所作であ

るとして、それらをもその実物や本人に帰する。このように、日常用語での represent によって、ある描写や叙述や演技を、それらとは別のものである実物や人物に帰属せしめるのであり、この帰属によって、独立した二つのものの橋渡しがなされるのである。こうした帰属性は、ある表現が直接的で、それが何を表現しているのかすぐわかってしまう場合には、わざわざいう必要はなく、帰属のカテゴリーを用いるまでもない。それが意味をもってくるのは、ある表現が対象の直接的な表現ではなく、その二つに隔たりがあり、一方が他方の表現であることが一見してはわからないとき——それにもかかわらず——その表現が対象を十分によく表出しているときである。そうした時に、ある表現がある人物や実物をあらわすものとして《わざわざ》それらに帰属させるのであり、帰属性を示す言葉が意味をもってくる。対象との対応が直接的で明白なときには（子供の単純な絵のごとく）、《……の》（絵）でつなぎえ、わざわざ represent という言葉でつなぐ必要はない。

およそ表現とは、対象に《似せて》ではあるが、《正しく》、対象が存在するのとは違った場面の上にある形をもつて対象を表わす。したがってそこには表現する人間の一定の能動性があり、表現する者は実物や本人からその形を単に受動的に受け取るのではない。とすれば、表現においては、まずもつて対象の《正しい》把握があり、これが前提となる。対象の（正しい）把握のない正しい表現というものはありえない。表現するとは、既に正しい把握を含んでおり、正しく把握し、いわば対象の《真の》姿であると《み》、そう《考え》たものを表現すること、そうみ、考えたものを適切な形で表現することである。あるものをよく表現するとは、正しく把握、対象の真の姿であると《考える》ものを適切に表現することであり、それは、表現する者の《把握》によって媒介されている。表現には表現する者の正しい把握という積極性の媒介項があり、既にそれが含意されている。こうして、表現するとは、より正確な表現法を用いるとすれば、表現する者の一定の能動性が示されるように示されるべきであり、表現する者が対象を一定の形に表わすのに、

対象の《真の》姿であるとき、そう考へるものを表現するというべきである。表現においては、実物や本人がじかに現場に登場するのではなく、表現する人間も、また表現も（表現された形も）実物や本人とは別の世界にあるのであり、この隔たりは表現する者の正しい対象の把握と適切な表現によって媒介されざるをえない。表現するもの（表現する人間と表現）と対象が別の世界に存在することによつて、このことは不可避的に想定されざるをえないのであり、表現とは、表現する者が実物や本人を正しく把え、そう把えたと彼が信ずる対象の姿を、対象とは違つた次元の場面に、適切にふさわしい（《似た》）形で表現することなのである。そうした場合においてのみ表現はあるものの表現となる。

こうして、表現・描写は、たとえ直接的ではないとしても、というよりはまさに直接的ではないがゆえに、正しくあるいはふさわしくなされるならば、対象への帰属を可能にする。逆にいえば、表現・描写が実物や人物に帰属せしめられるには、対象である実物や人物が適切に表現されていなければならぬ。絵を美しく描くことはよい絵画の条件であらうが、また、絵が何の絵かわからなければならぬものもある。風景画は美しくさえあればよいかもしれないが、肖像画の場合には、人物の特徴がよく把えられ表現されていなければ、その価値は減らう。役者は見かけがいかにか美しくとも、演ずる人物にふさわしく演ずることができなければ大根役者である。役者が一挙手一頭足ハムレットらしく無駄なく演じうるのであれば、その所作をハムレットのものに帰し難い。帰属には、描写や演技が十分によく本人や実物を表現していることが必要である。実物に似てもいらないのに、これは何々の絵であるといつてみたところで、強弁でしかない。描写や叙述や演技が実物や本人を十分によく表出していること、これが帰属性の第一の条件である。

描写されて帰属せしめられるものは、十分によく表現されうるならば、いかなるものでもよい。生物であろうが無生物であろうが、人間であろうが人間以外の生物であろうが、人間の外面的な状態であろうが、内面的な状態であろうが、あるいは、人間の欲求であろうが意図であろうが、かまわない。名匠であれば——レンブラントのように——絵によつ

て人物の内面深くまでも十分に表出できる。名優は役中人物の内面をもむだなく表出する。かつては、エリートである代表者は、民衆自身以上に民衆の《真の》利益を知り、それをよりよく実現する手段を知るとされた。「私はあなた方の意に反してもあなた方の利益を主張したい」といったバークの言葉は有名である。それは代表者の能力、その基礎にある——客観的な《真の》利益の——実現能力の優越性という観念に基づいていた。そうした観念は、利益が《目に見える》客観的な財産と同一視されていた時代にはなおさら正当化されえたであろう。一八世紀においては代表は、財産とりわけ土地の代表であった。プリストルの有権者に向けて言ったバークの言葉もこうした脈絡で理解されねばならない。しかし現代ではこのような代表のエリート理論は、少なくとも、そのままでは通用すまい、代表者が代表しなければならぬのは、も早かつてとは違い、土地や財産のように目に見えるもののみでも、定型化し安定した客観的利益のみでもない。それは生きた存在の多様なニーズ、欲求、希望、期待、意図、さらには意見や信条にまで及ぶようになった。代表者は、単に人々の外的特徴のみではなく、人々の内面までも把握してゆく必要がある。それも人々が明白に表明した要求に限られず、そのかくれた意味や、表明されていない内面的な事から、かくされた欲求や期待あるいは価値感にまで入ってゆかねばならない。ときには表明された意向を無視したり、それに反したりしても、人々の《真の》欲求や意向を実現せねばならない。代表者はときとして本人以上にさえ本人の内面を把握せねばならないこともある。現代、政治的の代表はますますきめ細かい人々の心の動きを把握し、表現することを求められるようになった。少なくとも、政治的の代表者はかつてのようなエリート主義的思考や信念のみではやってゆけないことは確かである。

蔽密に言えば、他人の内面をのぞき、内面の欲求や期待をとらえることは不可能に近からう。人の内面は奥が深く、多様であり、文学的にはともかく、政治の次元でそれを完璧に表現することは殆ど全くありえない。また、政治がその次元にまで介入するとすれば、余りにも危険なこととならう。政治的に表現されるのは、主として、画一的に——

個々人自らのイニシアティブによってだが——表現される利益のチームで媒介され表明されるものであろう。各人は自分の内的欲求を外的に画一的な利益、それも主として経済的チームで表現するものである。政治的 대표는代表される者が自ら自分の欲求や期待を画一的量的なチームで表現したものの、利益を極大化しよう行動すればよい。が、それにしても、代表者は、代表される者の表現した利益のチームをこえて、多かれ少なかれ代表される者の内面にも触れてゆかねばなるまい。これは、現在用いられている《利益代表》の觀念と、かつての利益代表の觀念の相違にも象徴的に現われている。かつて利益代表といった場合、財産を基礎にした代表であり、よくいわれたのは、土地所有者(地主)勢力の代表と、商工業勢力の代表であった。それにしばしば専門職の人たちの代表が加えられる。<sup>22)</sup>現在も利益代表といった場合、外的(職業的)徴表によつて代表が示される。若者の代表とか、婦人代表とか、労働者の代表とか、経営者の代表とかであり、これらの代表(者)は、代表される者と外的特徴を共通にするのが普通である。にもかかわらず、かつての利益代表とは意味を異にしよう。かつてとは違い、とりあげられる代表の外的特徴が多様になったということを別にしても、なおかつ重要な相違があろう。それは、代表は単に外的な次元にのみかかわるのではなく、人々の内面までも問題にしているということである。即ち、代表(者)は、代表される人々の内面、気持ち、要望、期待、希望に通じ、それらをよりよく表現できる、という意味合いがそこにはこめられている。ここでは外的特徴を共通にするといつても、その各グループ内の人々の内面の表現(『代表』が重視されている。それぞれの利益代表による《代表》といった場合、代表される人々の利益や内面の表出・表現がより重視され、それだけに、代表者のリーダーシップの側面、その比重はより軽くなつていさえしよう。日本語でも、そうした(利益)代表(者)を、代表者といわず、《・代表》という、《者》のつかない表現法を用いており、このことは現在における利益代表の性格をよく現わしているといふことができる。<sup>23)</sup>

政治的代表は《財産の代表》から《人の代表》へと到った。とすれば、何れはやがて、複雑な生きた人間の動き、その内面の動きさえ把え、多かれ少なかれこれを表現しなければならぬことになる。代表者は、代表される者の内面の欲求や意向までも把え、これを表現する。つまり、彼は、代表される人々の欲求や意向に沿うと自ら判断したうえで、それを表現する、あるいはそう自ら判断した方向に向って行動することになろう。さもなければ、政治的<sup>政治的</sup>代表は人間のごく表面の部分にしか関係しない次元の低いものとなってしまう。それとて決して悪いことではないが。確かに、他人の内面をのぞき、内面の欲求や価値感をさぐり出すのは容易でない。他人の内面は把えきれるものではないとさえいえるよう。実際、当の本人さえ自分の内面を真に把えうるとは断言できない。本人自身さえ自分の《真の》欲求を把え損ねることが多いとは、古代からの人間観に属する。多くの人々はその時その時に心に浮ぶ欲求や感情を《真の》ものと思ひ違いをするものである。精神分析学者によれば、人々の真の欲求は人々の無意識の領域にさえあるとされる。実際、人々の《真の》欲求もその動きも、本人自身よりも経験を積んだ他人の方がよく把えうるといふことは、よくあることである。名匠であれば、人間の深い悩みも画面に表出させることができるし、名優はどのような役柄の人物の内面の動きをも把え、微妙な所作によつてそれを表出することができる。芸術における表現の高度さや精神分析に通じた名医の洞察は奥深かろう。ここに政治的<sup>政治的</sup>代表を現実<sup>現実</sup>に可能ならしめる一つの根拠がある。政治的<sup>政治的</sup>代表者も、本人以上にさえ、本人の利益やその内面さえも把え、これを表現しうる。まして政治の世界は芸術の世界ではなく、しよせん《便宜》の世界である（基本的には利益の世界に依存できる）。政治の世界では、人間把握の高度さは、求められても限りがある。また、政治の世界にあまりにも高度の人間把握を求めることは危険でもある。ワグナーの世界は、芸術の世界では無類であるとしても、それを政治の世界に移そうとすれば、途方もない現実政治の歪曲が生じよう。政治の世界で求められる人間把握の深さへの要請は限度があるべきである。そうした限度内で求められる限り、日常頻繁なコミュニケーション

ンによって互にかなり理解し合えよう。われわれは日常不断に他人の内面に接しようとしているし、一定の限度内では十分に他人の内面を把握しているのである。

### 三 オーソライゼーション

實在しないある作中の人物を芝居で演ずる場合には、演技の効果は、役者や芝居の作者に及ぶことはあつても、役柄の人物に及ぶことはない。だが、もし役柄の人物が實在する場合には効果は現実に彼に及びうる。こうすると、實在する人物を芝居に登場させるということは芝居だけの問題ではなくなってくる。人を描写するということは、たとえそれが真実の描写であつても、現実の世界では——政治家とか俳優とかの特別の人間でもなければ——そう簡単に許されるものではない。外面を描くことでさえそうであろう。現代では肖像権というものがあるとされており、無断で、人の写真をとるとか、明らかにその人とわかるような絵や文章をかくとかすれば、問題となろう。表現に重大な誤りがあれば名譽毀損になろうが、誤りがなくとも本人の(肖像権とか)権利が侵されるというのである。まして本人に断りなくその人の内面について、その人が何を欲し、何を意図しているかを描写し、これを公けに発表することは、さらに問題になるに違いない。描写の結果何がしか現実的効果が本人に及ぶ場合にはなおさらである。こうした効果の中には第三者との関係で、本人に拘束的となる結果をもたらすものがある。この場合、無断でなした他人の描写の結果をうけいれねばならないというのであれば、たとえその描写が真実のものであつても、全く不合理なことといわねばなるまい。ある人が第三者の前で、勝手に他の人の名を出してその人の意向を明らかにし、これによって名を用いられた本人が拘束をうけねばならないということはありえまい。もし、その場合、自分の欲求や意向の表明が自分の真意に沿うとして、

本人がその効果をうけいれ、そこから生ずる義務をひき受ける（帰属）とすれば、表明した者と本人とは予め特定の關係が成立しているものでなければなるまい。そうした關係で最も問題が少ないのは、予め、他の者（代表者）が本人の名で本人の意向を表明し、その効果が生じたとき、それを本人がひきうけるといふ關係を、他のその人（代表者）と本人とがつくっておくことであろう。ホップスの言葉を用いれば、本人がそう他人（代表者）をオーソライズしておくことである。<sup>(24)</sup>

ホップスによれば、代表者は人々に代り、人々の役を演じうるが、代表者が「代表する人たち〔本人〕をして、代表者の言葉と行為を自分のもの」とさせ、人々の行為を拘束しうるのは、代表者が人々によってそうオーソライズされ、<sup>オーソライズ</sup>權威を与えられている場合である。代表者は本人からこうした權威を与えられているときにのみ、こうした代表者となりうる。したがってまた、オーソライゼーションによつて權威の範囲も限定しうる。

だれもが、自分が本人ではない約定に義務づけられないし、したがって、彼が与えた權威に反し、あるいはその權威を離れて結ばれた約定には義務づけられない……。<sup>(25)</sup>

代表者の行為によつて自分が拘束をうけ、義務を負わねばならないというのであれば、代表の關係は、ホップスのいうように、一定のオーソライゼーションがなければならぬであろう。何のオーソライゼーションも与えていないのに、他の者が私の名を用いて私の意向を表現し、その結果私が義務を負うようになるなどということは——私本人が一人前の人間である限り——不合理という外はない。たとえ、義務を生ぜしめるようなものでなくとも、他人の《真意》を第三者の前で語るといふことは問題になるのだ。こうして、ある人（代表者）が他の人々（代表される人々）の名において行動し、その行動やそこから生れる結果が他の人本人（代表される人々）に帰属せしめられうるのは、本人の一定のオーソライゼーションがあつた場合であるということにならう。代表においてこのオーソライゼーションは、代表され

る本人が尊厳性をもつ一人前の人間であることの欠かしえない条件であろう。

ここで一言いっておくべきことは、選挙はオーソライゼーションの一つの形式といえようが、二つが同じであるという必要はない。選挙は制度的なものであるが、オーソライゼーションは必ずしも制度的なものである必要はない。それは、人々が個々のにそう明言したり、そう決意しただけであつてもよい。いつてみれば、ある人に投票しようと思つた瞬間、それが投票の前であつても、また候補者にそう告げなくとも、彼は彼なりにオーソライズしたといえるし、彼が候補者に向つて、あなたに投票しますといったときにはなおさらである。また、代表者が代表者として不資格であるかと判断したならば、次の選挙以前に、自分なりにオーソライゼーションを取消すこともありえよう。オーソライゼーションは制度的である必要はなく、個々のであり、また時には内面的でさえありえよう。

ホッブスは代表においてオーソライゼーションの契機を重視した。オーソライゼーションにおいて、代表者＝主権者は「平和と防衛のため適切な」行動をとるよう制約を課される。ところが、代表者がこうして一たん選ばれてしまうと、代表者は全く国民にとって代り、代表者のなす一切の行為に対し、国民は全く批判をなしえなくなる。代表者の行為が選ばれた目的に適合しているかどうかについてもである。どのような問題が平和と防衛の問題になるか、どのような対処がこのための適切な方法か、などという判断はすべて代表者に委ねられる。国民は、代表者の認識と判断と行動はすべて自分たち自身の認識であり判断であるとして、これらすべてをうけいねねばならない。<sup>(26)</sup> 国民は一たん代表者を選んでしまうと、代表者の行為を批判することが許されず、代表者は《不可謬》となり、自主的判断や独立性を一切放棄せねばならない。せいぜい代表者によつて許容せられた範囲内でそれができるにすぎない。代表者がなす役割はオーソライゼーションによつてきめられ、代表者はそのように行動しているのだから、国民がとやかくいうことはない、とホッブスはいふかもしれない。しかし、平和と防衛とは具体的状況で具体的にどういふものとなるか、どのよう

な対処がそのために適切か、という認識と判断にも、相当に広い幅がある。ホッブスは、だからこそ様々の意見がでて混乱が生ずることのないように、統合された人格である代表者にのみ判断と行動がまかされた方がよいのだ、というに違いない。だが、代表される人々の判断や批判は全く排除されてよいものであるか。オーソライゼーションは一たびなされたなら、それで一切事がすむというものではない。ホッブスの代表においては、代表者は代表される者に代りきつてしまい、代表される者は代表された瞬間に人格を喪失してしまうごとくである。

われわれは《人に代つて行う》という言葉に二通りの意味があることに注意すべきであろう。ある人AがBに代るとき、野球のピンチヒッターや代用教員のように、Bが殆ど全く場面から消え去り、Aの行為の効果はAのものになり、Bに及ばないという場合がある。Aの打ったヒットはAの打率の中で計算され、Bの打率とは何の関係もない。代用教員がすぐれた教育をしたからといって、代えられた教員の業績になるわけではない。他方、代つて行為するといった場合、代つては行為をするが、それは代えられた本人のために行為したとされ、行為や行為の結果が本人に帰属せしめられる場合がある。英語では二つの用法は、*substitute for*と*act for*の言葉で区別されているように思われる。代表は後の*actor*の一つである。ホッブスの場合、代表される者＝国民は全く消え去つてはいないが、いったん代表を選んでしまうと、自主的な判断も批判もできなくなつてしまい、殆ど代表者に代えられきつてしまう(*substitute*)。国民は、代表者＝主権者による平和維持と防衛の努力の受益者ではあるが、何ら批判する権利もたない単なるその受益者にすぎなくなる。オーソライゼーションはこの受益者としての地位の設定に外ならないことができる。これは代表においては、代表される者は尊厳性をもった一人前の人間であるという前提に反しよう。オーソライゼーションは一たびなされれば、それで事がすむというものではない。

オーソライゼーションは一たびなされればそれで事がすむものではない、ということとは、形式論的にいえば、代表者

がそれに合わない判断や行動をなすかもしれない恐れがあるからだということになるが、事はそれほど単純ではない。というのは、まずもって、オーソライゼーションは命令的指示や指示ではありえないからである。そもそもそうしたものであれば、代表は不可能になってしまう。代表は創造的にさえ事をなすのである。具体的な指示があるわけではないから、また、たとえ指示があつてもそれを実行しなければならぬというわけでもないのであるから、代表者がオーソライゼーションに違反して行動したかどうかということは、それほど簡單明瞭に見分けがつくものではありえない。ではいつたい、オーソライゼーションにおいて何がオーソライズされ、代表者はどのようにそれに拘束されるのであろうか。オーソライゼーションに適合しないで代表者が行動し、そのため代表者が批判され、やがてはそれが取消される、ということとは、どのようなことを意味するのであろうか。結論的にいえば、オーソライゼーションにおいて、代表者は代表される者の名において行動してよく、その場合、代表される者の——意志というよりは——<sup>(27)</sup> 欲求や期待や意向や価値感といえるものを正しく把握、それを正確に表現し、実現すること、代表者が全体としてそう行動している場合にはオーソライゼーションは持続し、代表者が代表される者の名においてなす行為はすべて代表される者の行為とされ、その効果ともども後者に帰属されるということ、このような約束がかわされるのである。このようにして代表者は代表される者の名において行動する、つまり代表される者に《代つて》行動し、代表者のこの将来の行動がその効果ともども代表される者に帰属せしめられるのである。この場合、代表者が代表される者の欲求や期待や価値感を把握するという意味は、代表者が代表される者自身によつて明示されたことを身に体しこれを実現するということではなくて、代表者が代表される者の《眞の》欲求・期待・価値感であると考えるものを積極的能動的に把握してゆくことである。代表者はそうしなければならぬ。オーソライゼーションとは、代表者が代表される者の期待や意向や価値感であると自ら考えるものを実現すべく、彼らに代り、自らの「理性と判断力」によつて自由に行動できるといふことのオー

ソライゼーションであり、したがってまた、代表される者が代表者のなすそうした行動や結果を自分のものとするということの約束である。そして、この場合、代表者が代表される者の欲求や期待や価値感を正しく把握し、それを実現すべく適切に行動したかどうかという評価、この評価の《権利》を代表される者は失うことはない。というのは、代表者の行動が代表される者の欲求や期待や価値感に合つてなされるかどうかは——予めオーソライゼーションの時にはわからず——代表者が行動したときにのみはじめてわかるのであり、こうしたときに代表される者が代表者の行動を評価し、批判できないとすれば、代表される者は——ホップスの場合のように——一人前の人間ではなくなるからである。こうして、代表される者は代表者の行動を批判しうるとしても、そのことと、代表者が代表される者の名においてなした行動及びその結果が後者に帰属されるか否かの帰属性の問題は別の問題である。代表される者はたとえ代表者の個々の行動を自分の真意に合わないとして批判する場合にも、代表者が代表される者の名でなした行動及びその結果はひきうけなければならぬ。オーソライゼーションがまだ持続し、代表者が代表される者の名において行動することを認めている限りは。つまり、代表される者に帰属せしめられる代表者の行動及びその結果は、原則的に、代表者が代表される者の名においてなしたすべての行動及びその結果であつて、代表者はこれを個々に選ぶことはできない。個々の・選択的であるとすれば、それは性質上——時期をずらし遅らせただけの——指示となり、代表の本質に合わないからである。いつてみれば、代表される者は、オーソライゼーションにおいて、代表者が代表される者の名においてなすすべての行為とその結果を自分のものとしなければならぬ。オーソライゼーションはそうした代表者の行動全体についてなされるのであり、これは代表者の人格・人物についての広範な信頼を基礎とせねばなるまい。こうして代表の問題は信頼性の問題にかかつてくる。

本稿は前掲論文「政治的代表的論理」(北大法学論集、第三十七卷、第一号)の続篇として書いたものである。

- (1) 上掲拙稿、一四一―一五二ページ参照。
- (2) Hanna Fenichel Pitkin, *The Concept of Representation*, 1967, p.197, cited in John A. Fairlie, *The Nature of Political Representation, American Political Science Review*, XXXIV (April, 1940), p.244.
- (3) *Leviathan*, chap. 16.
- (4) 上掲拙稿、二七―二九ページ参照。
- (5) James Mill, *Essay on Government*, 1824 or 1825, 小川晃一訳『教育論・政治論』第十節参照。
- (6) Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, S.209-10.
- (7) 上掲拙稿、一八一―九二ページ。
- (8) Schmitt, *op. cit.* SS. 209-210. 上掲拙稿、一六二ページ。
- (9) J.J. Rousseau, *Contract Social*, Part, III, chap. 15.
- (10) *ibid.*
- (11) 尾形典男『議会主義の政治理論』一九八七年、一四五―一四六ページ。
- (12) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1956, I, p.171.
- (13) *ibid.*
- (14) *op. cit.*, pp.25, 171-76.
- (15) Pitkin, *op. cit.*, pp.39-40. ユーキン教授によれば、ウェーバーの代表は、集団の機関に等しくなるという。教授がウェーバーを「機関説Organischart theorist」に命ずるゆえである。教授によれば、典型的な機関説論者は Hans Wolff (Organischart und juristische Person, Vol. II, *Theorie der Vertretung*, 1934) で、ヴォルフの場合には、代表者の行為は集団に帰せられ、代表者が外の集団のメンバーに帰せられるのではなく、この点ウェーバーは違いますが、やはり似ているという。キエルクヤイェリネットもこの中に含まれるとされる。
- (16) Hans Kelsen, *Die allgemeine Staatslehre*, 清宮四郎訳五一八一―一九二ページ。前掲拙稿参照。
- (17) 《実際の代表》に対して、もともとこの representation の方を、ピトキン教授もいうように、グリフィスたち (A. Phillips

Griffiths and Richard Wollheim, *How Can One Person Represent Another*, Aristotelian Society, Supplementary Vol. XXXIV, 1960, p.188) の「*descriptive representation* と *representative representation*」(Pickin, *op. cit.* p.80)。<sup>20</sup> それも、ある人間やものが「十分に他のものに似ることによつて」その他のものを表わすということである。

ただ、ピトキン教授は *descriptive use* の *represent* が通常無生物・物体による対象の表現であるとしてゐる。「表現するもの *the representative* が記述的表現ないし象徴に等しいとされるとき、それは通常無生物とみられ、行動という形ではみられない。それは、彼が現にあるもの、あるいは他の人からいかにみられるかによつて表現する」(*op. cit.*, p.113)。しかし表現するとは、絵が対象を表現すると同様に、画家が絵で対象を表現する行動をも意味するのであり、この点、筆者の見方とは異なる。この相違は後に展開されるように、重要な相違をもたらすであろう。

(18) 前註参照。

(19) 日本語においては、「代表的日本人」とか「クラス代表」とかいうように、代表という言葉には、平均的とか、典型的とかいうよりは《模範的》というように、すぐれた、《偉い》人物という意味が含まれているように思われる。英語においても、こうした意味は存在するが。

(20) Pickin, *op. cit.*, pp.68-69. あるいは、「木の絵である」とか「家の絵である」とかとさえないわず、絵をみて端的に「木である」とか「家である」とかと、そこに実物がある (*be present*) ようにいうという。

(21) 上掲拙稿。

(22) ジェームズ・シル『教育論・政治論』一六一—一六五ページ参照。

(23) 英語でも同様に、「こうした利益代表を *representative* とはいわず、*representation* というという」(Pickin, *op. cit.*)。ただ、日本語では、前述のように代表者という言葉には《偉い人》という意味があり、そのために、各種利益代表には、《代表者》という呼称をつけ難いところがあったのであろう。

(24) *Leviathan*, *op. cit.* 上掲拙稿一〇—一二ページ。

(25) *op. cit.*

(26) *op. cit.*, chap. 21.

(27) 上掲拙稿三八ページ。